



令和8年3月30日

岩倉市議会

議長 須藤 智子 様

会派名 公明党

代表者名 鬼頭 博和

研修受講報告書

このことについて、下記のとおり受講しましたので報告いたします。

記

- 1 実施日 令和8年1月13日（火）～1月14日（水）
- 2 研修先 全国市町村国際文化研修所
- 3 出席人数及び氏名

2名	鬼頭 博和	谷平 敬子

- 4 復命事項

別紙のとおり

公明党会派議員研修報告書

令和7年度市町村議会議員研修

「防災と議員の役割」

■日 程 令和8年1月13日(火)～14日(水)

1月13日 13:00～17:40

1月14日 9:00～14:45

■場 所 全国市町村国際文化研修所

滋賀県大津市唐崎2丁目13番1

【研修概要】

1月13日(火) {13:00～14:30}

「いつも混乱する災害対応・被災者支援をなんとかするために」

大阪公立大学大学院文学研究科准教授 菅野 拓

0.はじめに

1930年の北伊豆地震の避難所(学校の体育館)の状況と2016年の熊本地震の避難所(学校の体育館)の状況が同じ。[体育館で避難者が避難している写真がほぼ同じ](#)

「災害」とは、災害を引き起こす加害力×社会の脆弱性

・災害は被災者一人ひとりの被災ダメージを規定する要因が重層的で多様。しかも、もともとの脆弱性が強く影響

- ・ 津波、地震、原発(被災ダメージの原因の差)
- ・ 自治体の財政規模や能力、人工流出と流入(自治体間の差)
- ・ 仕事、雇用の喪失と貧困(生計手段へのダメージの差)
- ・ 持ち家、借家(住宅資産の差)
- ・ 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊(制度支援の水準の差)
- ・ プレハブ仮設、みなし仮設、在宅(制度支援の実行手段の差)
- ・ 現地再建、集団移転、立退き(行政計画の差)
- ・ 高齢、障害、生活困窮などのもともとの社会的脆弱性(ダメージの受けやすさの差、地域の社会資源や支援体制の差)

1.地方自治体の災害対策の基本

平時の行政体制から、災害が発生すると、災害対策本部体制に移行することで、庁内全体での災害対応の執行体制に移行するため、対策のテーマによっては複数部門でのチーム編成となる。

・行政の災害対策は、本部を中心としたOODAループを回すイメージ(Observe 観察・Orient 状況判断・Decide 意思決定・Act 実行)

・議会の災害対策

例 仙台市議会災害対応指針(平成25年2月12日議長決裁)

仙台市議会災害対策会議設置要綱(平成25年2月12日議長決裁)

熊本市議会災害対策会議設置要綱(平成28年9月6日制定)

議会としての災害対策に対する指針や要綱の設置、議会BCPの制定などが挙げられる。

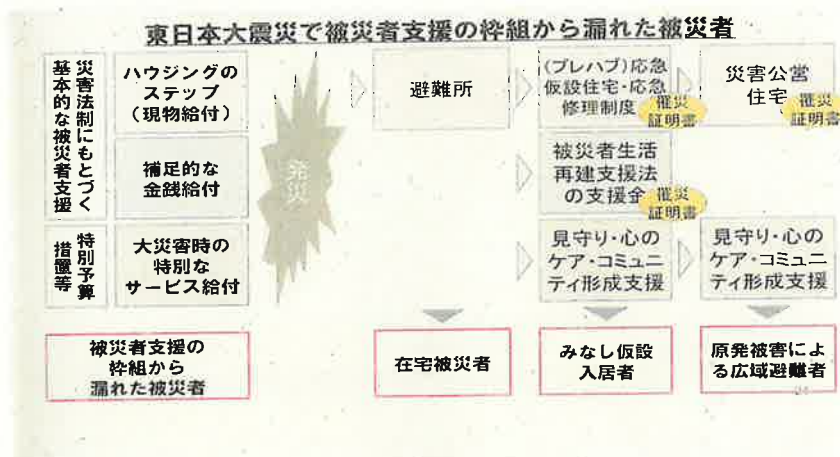
2.被災者支援の諸制度の構造と被災者から見た厳しさ

・災害大国日本、「ハード」は得意で「ソフト」は苦手

・個人/世帯、中小企業/自営業者向けに、①災害法制に基づく制度と②平時の諸制度(とその拡張)の2つに分かれる

・各部局が縦割りで諸制度を運用すると、被災者はたらいまわしになり、必要な人に支援が届かない

・東日本大震災では「在宅被災者」、「みなし仮設入居者」、「原発被害による長期避難者」が被災者支援の枠組みから漏れた。

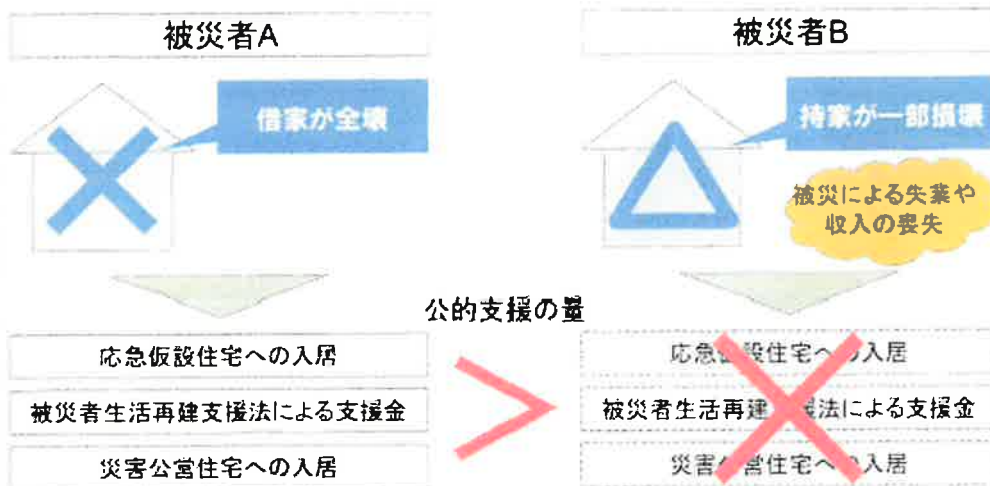


◎避難所の環境悪化、仮設住宅建設の遅さに加え、被災者支援制度の結果を原因として在宅被災者が生まれてしまった。

- 1、宮城県石巻市などでは発災から4年以上が経過しても、まともに居住性能が戻らない家に住み続ける「在宅被災者が」多数生み出された。
- 2、避難所の環境悪化、応急仮設住宅建設の遅さ等を原因として、多くの被災者が被害甚大な自宅へ戻った。
- 3、支援情報の格差が生じ、被災した自宅に一時的にでも住もうため、「住宅の応急修理制度」を利用した世帯は応急仮設住宅に入居できなかったようである。

◎たまたま住んでいた家の被害=罹災証明書の区分が公的支援の基準だが、重層的で多様な

困難が反映しきれない。全壊と半壊では公的支援の差が非常に大きい。



3.歴史に未来を学ぶー社会保障からの孤立した孤独な被災者支援ー

- ・基本的な社会保障と被災者支援における担い手の歴史展開
- 行政のみが担い手、相談援助などの対人サービスが弱い

4.これまでの被災者支援の先進事例

- ・熊本市のワンストップの総合相談窓口
- 建設部局・福祉部局が連携し「住まいと福祉のプロジェクト」チームを立ち上げ、仮設住宅供与計画を策定・実行
- ・要配慮者と、住宅のマッチングについて、市長会見を通じて、メディアにリリースし、在宅・県外などの避難者へも幅広く呼びかけた(市営住宅等、障害者がいる世帯優先→熊本市)
- ・個別世帯のケースデータの蓄積をもとに、官・民、平時・災害時の支援を組み合わせ
- ・①個別世帯の状況に応じた伴奏型支援、②多様な主体が連携し、平時社会保障も含めた多様な支援メニューを組み合わせることで被災者生活の再建支援が必要である。
- ・国も災害ケースマネジメントや個別避難計画を促進している。
- 経済財政運営と改革の基本方針 2022 では、被災者支援等を担う人材の確保・育成、要配慮者避難や災害ケースマネジメントの促進等の地域防災力の向上や事前防災に資する取り組みを推進する。
- ・2023年5月31日 防災基本計画に多様な主体と連携した被災者支援が規定された
- ・都道府県による災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
- ・災害ボランティアセンター開設予定場所の明確化
- ・災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

・2024年6月28日 防災基本計画に在宅・車中泊避難者、福祉的支援の充実や明確化が規定された。

5. 法律上なにが変わったのか、変わりつつあるのか

・2025年5月28日「災害対策基本法の一部を改正する法律」成立

趣旨) 令和6年、能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域連携の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の促進、インフラ復旧、復興の迅速化等について盛り込まれた。

・2025年12月18日 社会保障の被災者支援との連携

厚生労働省『社会保障審議会福祉部会報告書』

Ⅱ.各論 4.災害に備えた福祉的支援体制について

〈包括的支援体制の整備における防災との連携〉

・国及び地方公共団体は、包括的な支援体制の整備等を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとされ、当該措置の推進にあたっては、保険医療・労働・教育・住まい・地域再生等の関連施策との連携に配慮するよう努めることが社会福祉法で規定されているが、災害時を見据え、平時からの福祉的支援の体制づくりを推進するために、防災との連携を加えることが必要である。

・その際、福祉的支援の体制づくりをより一層進めるためには、受援のための体制づくりにも留意が必要である。なお、防災、復旧、復興に関する意思決定の場及び防災・危機管理部局等の防災現場への女性参画についても取組みを進める必要があるとの意見があった。

〈地域福祉(支援)計画における災害福祉に関する記載事項〉

・地方公共団体が作成する地域福祉(支援)計画の記載事項は、社会福祉法で規定されているが、これに災害福祉に関する事項を追加することが必要である。

・包括的な支援体制の整備や地域福祉計画の策定にあたっては、支援の長期化を考慮するとともに、様々な災害福祉支援の取り組みを踏まえた上で、体制整備や計画策定を進める必要がある。

DWATの平時からの体制づくり研修等について

〈DWATの法制化〉

※DWAT(ディーワット:Disaster Welfare Assistance Team)とは、災害時に高齢者・障害者など“要配慮者”を支援するために被災地へ派遣される福祉専門チームのこと。

・DWATの体制整備や災害時の支援をより安定的、かつ円滑に行うという観点から、DWATについての法制度を整備することが必要である。

6. 結局何が変わったのか、変わりつつあるのか?

「餅は餅屋の被災者支援」のために必要な考え方は「災害対応のマルチセクター化」と

「社会保障のフェーズフリー化」

・災害対応のマルチセクター化

営利企業や NPO などのサードセクターの組織といった政府以外の担い手も、体制や財源の公的な根拠を持って、自律的に災害対応に参加する。

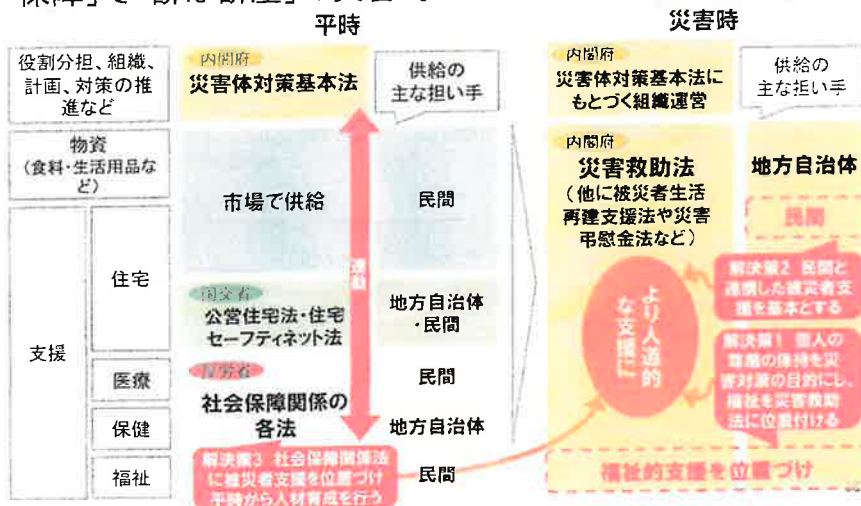
・社会保障のフェーズフリー化

普遍的なものになった社会保障の制度体系の中に、被災者支援を位置づけて、平時の社会保障の担い手たちが被災者支援を行う。

※フェーズフリー：身の回りにあるものやサービスを日常事はもちろん、非常時にも役立てることができるように設計しておくと言う考え方。非常時は発電機、蓄電池として利用可能なように設計されているハイブリット電気自動車等が代表例。

6. 結局何が変わったのか、変わりつつあるのか？

「場所から人へ」と被災者支援を変え、「フェーズフリーな社会保障」で「餅は餅屋」の災害対応に：改正災対法で大きな一歩



【所感】

災害大国日本、「ハード」は得意で「ソフト」は苦手という言葉に象徴されるように、災害が発生すると、対策のテーマによっては複数部門でのチーム編成となる。各部局が縦割りで諸制度を運用すると、被災者はたらいまわしになり、必要な人に支援が届かないといった弊害が発生していた。災害発生時は、公的な支援だけでは十分な支援が届かないため、多様な民間団体や NPO が関わることで支援の充実が図られることを学びました。さらに法的な整備が遅れていたが、2025年に「災害対策基本法等の一部」が改正されたことで、福祉的支援が位置付けられ、より人道的支援が可能となり、社会保障関係法にも被災者支援を位置付け、平時から人材育成を行う体制が整ってきたことを勉強できました。本市においても、災害が起こった際には様々な問題が生じるため、災害対応のマルチセクター化と社会保障のフェーズフリー化に取り組めるよう提案していきたい。

1月13日(火) {14:45~15:55}

「平時の防災と議員の役割」(講義)

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科 教授 鍵屋 一

平時の防災～マネジメント中心に～

◎**ナマハゲは(災害)ボランティア!**

- ・平時は五穀豊穡、家内安全を祈る来訪神
- ・災害時は、要配慮者情報(ナマハゲ台帳)に基づいて避難支援



- ・避難場所(神社)を日頃から使う
- ・避難場所までの参道を整備
- ・確実な避難方法(同行訪問)

◎**個別避難計画は現代のナマハゲ台帳**

- ・平時はコミュニティと福祉専門職による支援
- ・災害時は個別避難計画(ナマハゲ台帳)に基づいて避難支援



- ・避難場所(福祉施設、公民館等)を決定
- ・避難場所までの安全な避難路を確認
- ・確実な避難方法(車や徒歩で同行避難)

能登半島地震 2024年1月1日 M7.6

地震、津波による死者697名(うち災害関連死469名)

(出典:北陸放送2025年12月13日現在)

死因の多くは、**住宅の下敷き**と高齢者等の**災害関連死**

※最重要な政策とは

⇒住宅耐震化(+避難支援)

⇒高齢者等の避難生活支援

なぜ、被害が厳しいのか

◎地震の揺れの強さ、耐震性の弱さ、道路ネットワークの寸断

◎ライフラインの停止、超高齢社会、寒冷期、医療・福祉の脆弱性



- ・直接死(住宅の下敷き)が多い
- ・過酷な避難生活(トイレ、薬、ベッド、食事)
- ・栄養不足、体力低下により感染症、循環器系疾患が蔓延→関連死が危惧される

トイレ不足と栄養不足

リスク 1:免疫機能低下により感染症にかかりやすい。

リスク 2:誤嚥性肺炎、エコノミークラス症候群にかかりやすい。

リスク 3:イライラして揉め事、犯罪が多くなる。

◎災害用トイレを1回分でも備蓄している人は22.2%

◎4日分以上備蓄している人は4%

◎備蓄しない理由は「特になし」が45%

(出典:2023(一社)日本トイレ協会 災害・仮設トイレ研究会調査)

※非常食、水と同様に、トイレの備蓄は最も重要である。

自助、共助、公助だけで良いのか？

自助:高齢化と単身化

共助:近所のつながりの弱さと、町内会・自治会の参加者の減少

公助:消防団員、自治体職員の減少

○社会保障は高齢化等に対応して、国保、年金、介護保険、障害者総合支援法、生活困窮者支援、重層的支援など政策開発が進んでいるが、**防災は、旧態依然とした自助・共助・公助のみである。**

○脆弱な人々も、安全・安心な避難生活や自立ができる政策、すなわち**福祉防災の視点が重要である。**

なぜ人は備えないのか？(逃げ遅れるのか？)

なぜ行政、福祉、企業等の災害対策の優先順位は低いのか？

⇒自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価してしまう人間の特性つまり**正常化の偏見**が人に備わっているからである。

組織は非日常が苦手

日常業務に必要な職員を配置し、手続き、継続性、安定性、先例重視で原則として特別な判断をしてはならない。

→**危機時は、臨機応変な対処が必要**

「日常」は、予測可能性が高く、マニュアルで詳細に仕事の内容が決められる。

→「非日常」は、**内容、程度、家庭が多様でマニュアル化にも限度がある。職員は危機管理を敬遠しがち。**

東日本大震災 死者の教訓(1)

・高齢者が約6割

・障がい者死亡率は約2倍

→高齢者や障害者の避難にフォーカスした対策が必要

※**地区防災計画**や**個別避難計画**で、高齢者や障害者を近所や福祉とつなげる

東日本大震災 死者の教訓(2)

・支援者も多数なくなった

・自治体職員 288 名(地方公務員災害補償基金 2019 年 2 月)

・消防団員 254 名(平成 24 年 12 月消防庁)

・民生委員 56 名

・高齢福祉施設職員 173 名(厚労省保健局、平成 26 年 6 月)

→支援者の危機、管理能力を向上させる必要性。任務放棄の基準など

※**地区防災計画**や**個別避難計画**で、支援者の危機管理能力向上

東日本大震災 死者の教訓(3)

・震災関連死が 3802 名にも上った

・89%が 66 歳以上、移動や避難所で衰弱

→高齢者を支援する制度、避難拠点が必要

※**福祉施設 BCP 作成**の義務化、**福祉避難所**を多数整備する

在宅の被災者支援が重要！

在宅の高齢者、障害者等の早急な見守り、保険・医療・福祉・生活支援が重要

→支援システムを事前に構築

・**自治会**等の見守り支援

・**福祉 BCP** (居宅介護支援、訪問系・相談系事業所等、外部支援)

・**社協**等の生活支援相談、地域支え合いセンター

・自治体保険医療福祉調整本部など

○被災地域では、自治体、社会福祉協議会等も被災し、支援力が低下する一方、支援ニーズは大きく増加する。したがって、**官民合わせて、大量の外部支援及び調整を行うため**、「被災者支援センター」が必要となる。

台湾では、仏教系慈善団体が活躍し、トルコでは他自治体の首長が避難所等の調整を行う。

1 月 13 日(火) {16:10~17:40}

「平時の防災と議員の役割」(演習) ~ワークショップ(ワールドカフェ方式)~

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科 教授 鍵屋 一

防災企業連合関西そなえ隊 幹事 湯井 恵美子

・岩手県大槌町幹部職員の話を読んで、課題や対策、感じたことを、付箋にメモしてグループで話し合いました。

・話し合いのテーマは「大災害時に行政が効果的な対応をするために、平時にすべきこと」

ラウンド1:各テーブルの中で、テーマについて自由に話し合い、探求する
気づいたこと、発見したことなどを、自由に付箋に記入

ラウンド2:「カフェマスター1名」を残し、他の人は他のテーブルに移動

「カフェマスター」はラウンド1でどんな話があったかを、そのテーブルに来てくれた人と共有し、それを聞いた方も意見を述べて、探求を深める

ラウンド3:最初のテーブルに戻り、ラウンド1、2で得られた発見や気づきを共有し、話し合いを深める

・最後に、他のテーブルのアイデアを見に行き、レベルが高い！ユニーク！と思ったところに赤シールを貼り、共有・共感そして競争へ。

・私たちのグループのハーベスト(収穫)

・職員体制の整備、特に担当課を超えて訓練を行うようにすることで、他の課の内容を理解できる。

・自治体の職員の方々は、未曾有の有事に備えて全員ができるように(どうやってするか)しておくことがベター。

・事前防災をしっかり議会も行政も備えていく(広域的な連携をしていく)

※防災課、消防、医療、介護等

・自治体の備蓄をデータベース化して集約。広域連携を行い物資、援助の最適な指示をAIが行う。

【所感】

能登半島地震での死者のうち災害関連死が全体の3分の2に及んでいることを知りました。家屋の耐震化は重要ですが、脆弱な人々も、安全・安心な避難生活や自立ができる政策、福祉防災の視点が重要であると感じました。平時から個別避難計画をきちんと作成しておくこと、在宅の高齢者や障がい者への見守り支援ができる体制整備も必要となることが分かりました。

ワークショップでは、いろいろな考え方を学ぶことができました。自治体職員も被災するため、事前の訓練を充実させることで、臨機応変な行動がとれるようにしておくことも必要と感じました。議会BCPが実行できるよう具体的な訓練に取り組みたい。

1月14日(火) {9:00~10:10} 事例紹介

「災害時における議会の対応と取組」

秋田県秋田市議会議員 見上 万里子

令和5年7月、秋田市では、梅雨前線の活動が活発化して記録的な大雨となり、市内各地に甚大な被害をもたらした。秋田市の東部と南部は、河川が氾濫、中心部は内水氾濫を起こして、多くの建物や田畑が水に浸かった。人的被害は、重傷者2名、軽症4名。災害関連死は7名。建物被害は、6,109棟、車両被害は2,136台。公共土木施設被害額は、約16億円。農林業被害額は約26億円にのぼる。

実際に被災した見上万里子市議会議員から、当時の現場の状況や議会の対応について具体的なお話を伺った。7月15日(土)発災当日は、消防分団員への出動準備連絡や集合場所へ向かう途中での救援活動。7月16日には、被災地域の町内会長を中心に声かけや情報収集。避難への巡回。7月17日以降は、罹災証明書申請用紙等の告知や住民の要望の聴き取りなどの取組が紹介された。

【所感】

今回のような大雨による記録的災害は、岩倉市で起こっても、なんら不思議ではありません。災害を自分事として捉えることの重要性を感じました。災害が起こった時、どのように行動するか今から考えておく必要があります。地域防災を担当する議員として地域防災の要として、地域住民の命を守り、被害を最小限に抑えるために日頃から地域とのふれあいを大切に、高齢者や災害弱者を把握し、地域の防災力を高めていきたい。

1月14日(火) {10:25~11:30}

「災害時、復旧、復興期の議員の役割」(講義)

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科 教授 鍵屋 一

平時の防災～重要な地域防災政策～

重要な地域防災政策とは！？

- 1.住宅の耐震化(+家具止めなど室内の安全化)
- 2.要配慮者支援
- 3.防災教育

◎地震災害のボトルネックは弱い木造住宅と木造住宅密集市街地

⇒住宅の耐震化が一丁目一番地

◎耐震化が進まない理由の大半は費用がかかること。

⇒重要なのは自己負担の有無

- ・高知県黒潮町は、設計費30万円、改修工事費125万円まで自己負担がないため、全ての人が耐震改修できる。多くの自治体は補助金の制度はあるが自己負担が生じる。
- ・岩倉市では、木造住宅無料耐震診断があり、住宅耐震改修等補助金の上限額が115万円となっている。

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組み指針(平成25年8月内閣府防災担当)

- ・令和3年の改正災害対策基本法においては、個別避難計画の作成について、市町村の努力義務という形で規定された。
- ・優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後から概ね5年程度で取り組んでいただきたい。

地域住民による個別避難計画

- 1、洪水土砂、災害等のハザードを理解し、自分と家族の身を守る
- 2 安全を確保したら、「事前に決めた高齢者、障害者等(要支援者)」へ避難連絡・避難確認

※この仕組みを作ることが最重要！

→避難誘導は、消防団や自治会と協力

3、自治会長等に報告する。

4 高齢者や障害者等も避難支援者等に避難の有無を伝える。

個別避難計画の効果

◎計画そのものより、計画を作るプロセスでつながりを作ることが助かる確率を上げる

⇒良い地域社会づくりにつながる

◎紙の計画があると、忘れにくい、更新しやすい、共有しやすい効果がある

個別避難計画の本当の狙い

◎個別避難計画は、外見上は支援者が要支援者を助ける計画。しかし、恩恵として支援するのではない。

◎平時も災害時も支え合える社会＝「地域共生社会」を作る手段

⇒要支援者も支援者も自治体職員も、「地域共生社会」を一緒に作る仲間である

(新)福祉避難所ガイドライン(2021年5月)

市町村は、災害が発生し又は発生の恐れがある場合(災害時)で、高齢者等避難が発令された場合などには、指定福祉避難所を開設する。

⇒一時避難所として直接非難できる

市町村は災害が発生し、または発生の恐れがある場合で、一般の避難所に避難してきた者で、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

福祉避難所の新たな方向性

(高齢者等の避難支援に関するサブワーキンググループ報告書)(2020.12.24)

- ・ 高齢者・障害児者等の個別避難計画で、福祉避難所、施設との事前マッチングを行う。
- ・ 福祉避難所は、マッチングのできた者について、直接避難を受け入れるとともに避難生活の場とする。
- ・ 福祉避難所の負担軽減のため、受け入れ者を限定した公示を行う。

例(特別養護老人ホーム→高齢者限定、 特別支援学校→障害児限定)

新潟県上越市の事例

・あらかじめ市の聞き取り調査を終えて、避難する福祉避難所が指定されている人は、自宅から直接避難

・福祉避難所が指定されていない人は、まずは近くの指定避難所内の福祉避難スペースを利用

◎地域、自治体縦割りモデルの課題

防災行政⇒ 人数が多い・日常の付き合い少ない
地域住民⇒ 福祉支援に不安・日常の付き合いが弱い
福祉専門職⇒ 避難支援に不安・離れている

◎福祉、防災、地域の連携で「強み」を生かし「弱み」を補完する避難支援体制が必要

1月14日(火) {12:30~13:50}

「平時の防災と議員の役割」(演習) ~ワークショップ(ワールドカフェ方式)~

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科 教授 鍵屋 一

防災企業連合関西そなえ隊 幹事 湯井 恵美子

・石川県能登町議会議長の話を読んで、課題や対策、感じたことを、付箋にメモしてグループで話し合いました。

・話し合いのテーマは「大災害時に議会、議員が効果的な対応をするために平時に取り組むこと」

前日のワークショップと同様の取組を行いました。

・私たちのグループのハーベスト(収穫)

- ・3日間の備蓄で命を守る
- ・非常時のゴミ回収 ルールを決めて訓練をしておく！
- ・議会BCPの作成 訓練も必ず実施する！！
- ・事前防災 平時からガソリン等、土木関係、介護、つながり大事！連携しておく！備える！

【所感】

地域防災の要は住宅の耐震化、要配慮者支援、防災教育であることを学びました。岩倉市は住宅の耐震化を進めるため、最大115万円まで補助金が支援されているので、比較的耐震化が進んでいると考えられるが、まだまだ古い建物も残されているので更に耐震化が進むような取組を提案していきたい。高齢者や障がい者に対する個別避難計画の作成については、地域共生社会の実現に向け、岡崎市で行われている「ひなんさんぽ」といった避難訓練が気軽にできる取組が必要である。ワークショップでは前日と同じようにグループ討議を行い、議会BCPを有効活用できるような取組が必要と感じました。議会の中で実際に訓練ができるよう取組んでいきたい。

1月14日(火) {14:00~14:45}

「ふりかえりとまとめ」(講義)

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科 教授 鍵屋 一

◎災害時の議会・議員活動 ~まとめと展望~

災害時の議会・議員の使命は、まず住民の命と尊厳を守ること。市当局と協働して、国、県、

防災関係機関に要望等をしっかり届けること。また、議会 BCP で効果的な対応ができるよう、平時からの準備が重要。

議会が監視機能と政策提案機能を発揮すると災害対応全体が遅滞するため、執行機関と協力することで混乱を少なくすることができる。

災害時の議会・議員の役割(1)

- ・地域での支援活動
- ・避難所の運営支援、在宅避難者情報のニーズ把握などできる事は何でも。

災害時の議会・議員の役割(2)

- ・情報収集と、災害対策本部への提供では窓口を議長に一元化すること。
- ・災害対策本部の情報等の住民への提供、情報発信。特に在宅避難者や高齢者障害者への重要情報提供が重要である。

災害時の議会・議員の役割(3)

- ・議員が視察を受け入れることで、執行機関の負担を軽減しつつ、外部支援の確保を図る。

災害時の議会・議員の役割(4)

要望活動:自治体職員が時間をかけて手続きを踏むよりも、議会議員がその政治力を生かして国や関係機関に要望し、早期に対策を実施させる。

災害時の議会・議員の役割(5)

復興計画:被災自治体で復興計画を策定した 32 市議会のうち、9 市議会が地方自治法第 96 条第 2 項により復興計画を議決事件に追加。

⇒復興ビジョンのような大きな枠組みを議決し、具体策は議会質疑を通じて充実させる。

【所感】

今回の研修では、災害に備えた平時における議員の役割や、災害時の議員・議会の役割について分かりやすい説明と演習で具体的な内容について習得できたと感じている。行政の危機管理能力をさらに高めるため、自らが災害に対して真剣に勉強し、議案質疑や一般質問を通して防災、減災の重要性を訴えていきたい。

これからの防災は、損失を減らす防災から、「価値向上型」の防災に変えていく必要がある。そのために、日常から人間関係、地域のご近所関係を良好にし、誰一人取り残さない魅力ある地域社会、地域共生社会を創ることで、岩倉市が災害や危機に強くなれると感じました。